紫波町告示第 112号

紫波町森林整備促進対策事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月26日

紫波町長　熊　谷　　　泉

紫波町森林整備促進対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第１　森林の整備を促進し多面的機能の維持及び増進を図るため、森林の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　森林作業道開設等　岩手県森林作業道作設指針（平成23年４月８日付け森整第27号）に準拠した森林作業道の開設又は改良をいう。

（２）　再造林　森林環境保全整備事業実施要領（平成14年３月29日13林整整第 885号林野庁長官通知。以下「国要領」という。）第１の１に規定する森林環境保全直接支援事業のうち、人工造林（人工林を伐採した跡地に行う造林に限る。）をいう。

（３）　除・間伐　国要領第１の１に規定する森林環境保全直接支援事業のうち、除伐、保育間伐及び間伐をいう。

（補助対象経費及び補助額）

第３　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表第１のとおりとする。

（補助対象者）

第４　補助金の交付の対象となる者は、森林法(昭和26年法律第 249号)第５条第１項に規定する地域森林計画の対象となる紫波町内の森林において、第３に規定する事業を行う土地所有者又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第２項の規定により公表された岩手県意欲と能力のある林業経営体とする。

（申請の取下げ期日）

第５　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第６　規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表２のとおりとする。

（報告等）

第７　町長は、必要があると認めるときは、交付の決定を受けた者に対して、報告又は書類の提出を求めることがある。

（補則）

第８　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

別表１（第３関係）

事業区分	補助対象経費	補助額
森林作業道開設等	森林作業道開設等に要する経費	補助対象事業費の５分の４以内の額から国、地方公共団体その他公共的団体からの補助金の額を差し引いた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、森林作業道の延長１メートル当たり　1,500円を乗じて得た額を限度とする。
再造林	再造林に要する経費（国要領に定める標準単価を限度とする。）	補助対象事業費の４分の３以内の額から国、地方公共団体その他公共的団体からの補助金の額を差し引いた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
除・間伐	除・間伐に要する経費（国要領に定める標準単価を限度とする。ただし、除伐については、当該事業に対する補助金の交付の対象となるか否かを問わず、同要領に規定する事業を実施する場合を含む。）	補助対象事業費の５分の４以内の額から国、地方公共団体その他公共的団体からの補助金の額を差し引いた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表２（第６関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第４条の規定による書類	紫波町森林整備促進対策事業費補助金交付申請書 １　紫波町森林整備促進対策事業計画書 ２　紫波町森林整備促進対策事業予算書 ３　その他町長が必要と認めるもの	第１号 第２号 第３号	１部	別に定める。
規則第６条第１項第２号及び第３号の規定による承認を受ける場合の書類	紫波町森林整備促進対策事業（変更・中止）承認申請書 １　変更（中止）の内容が確認できる書類 ２　その他町長が必要と認めるもの	第４号	１部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から15日以内
規則第13条第１項の規定による書類	紫波町森林整備促進対策事業費補助金交付請求書 １　紫波町森林整備促進対策事業実績書 ２　紫波町森林整備促進対策事業収	第５号 第６号 第７号	１部	別に定める。

	支決算書 3　国、地方公共団体その他公共的団体からの補助金の額が確認できる書類 4　その他町長が必要と認めるもの			